



令和5年1月11日
道路局道路交通管理課

車両運行管理支援のための ETC2.0 特定プローブデータ 配信事業者を公募します

国土交通省では、車両の運行管理等を行う事業者等に、ETC2.0 車載器から収集した特定車両の走行位置やブレーキ等の情報を提供することで、運行管理の効率化やドライバーの安全確保等の取組を行う配信事業を平成30年8月より行っております。

このたび、令和5年度から令和6年度までの間、事業に協力し、データ配信等を行う配信事業者を募集します。

1. 公募期間

令和5年1月11日（水）～令和5年1月31日（火）

2. 募集要項の入手先

別添公示文を確認のうえ、担当部局にご連絡ください。

3. 参考資料

別添1：ETC2.0 車両運行管理支援サービスについて

別添2：ETC2.0 車両運行管理支援サービスの仕組み

別添3：車両運行管理支援のための ETC2.0 特定プローブデータ
配信事業（令和5年度～令和6年度）の公示

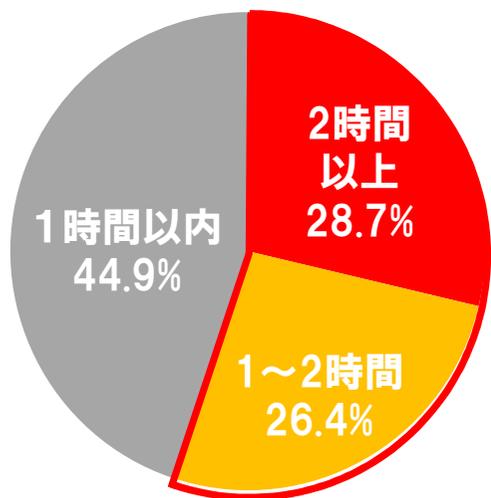
問い合わせ先：国土交通省 道路局道路交通管理課 ITS 推進室 田胡・五十川
TEL：03-5253-8111（内線：37462、37464）（課直通）TEL：03-5253-8484

○ 運行管理の効率化やドライバーの安全確保等を目的として、ETC2.0で収集される車両の位置情報等のデータを事業者へ提供する社会実験を平成28年2月より実施

荷待ち時間の現状

約半数で1時間以上の荷待ち時間※が発生

※主要産業の配送センターにおける到着から荷役開始までの時間



国土交通省
トラック輸送状況の実態調査
(平成27年)より

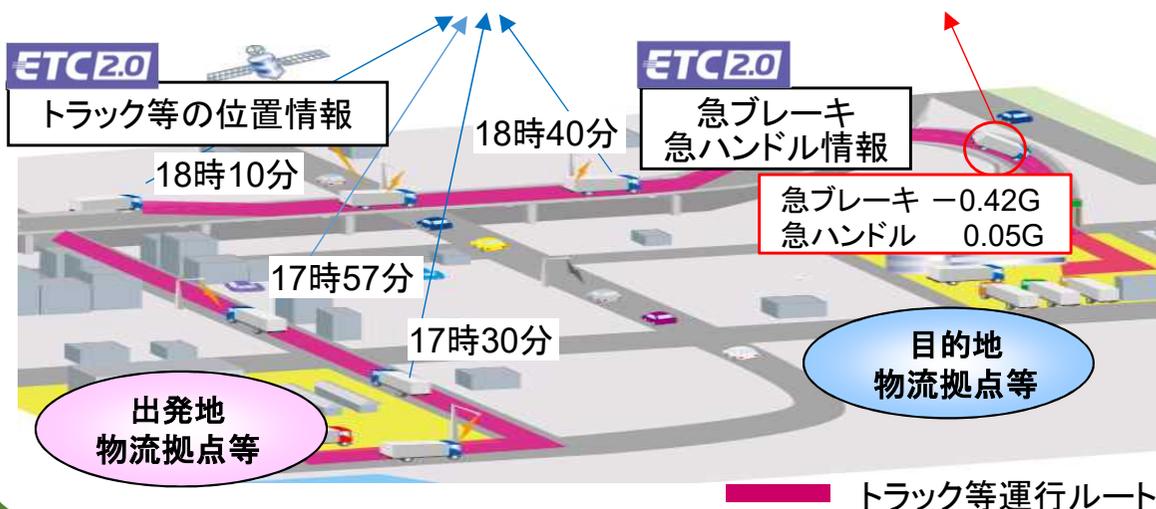
サービスイメージと期待する効果

物流事業者等

リアルタイムな位置情報で
正確な到着時刻を予測
⇒ 荷待ち時間を短縮

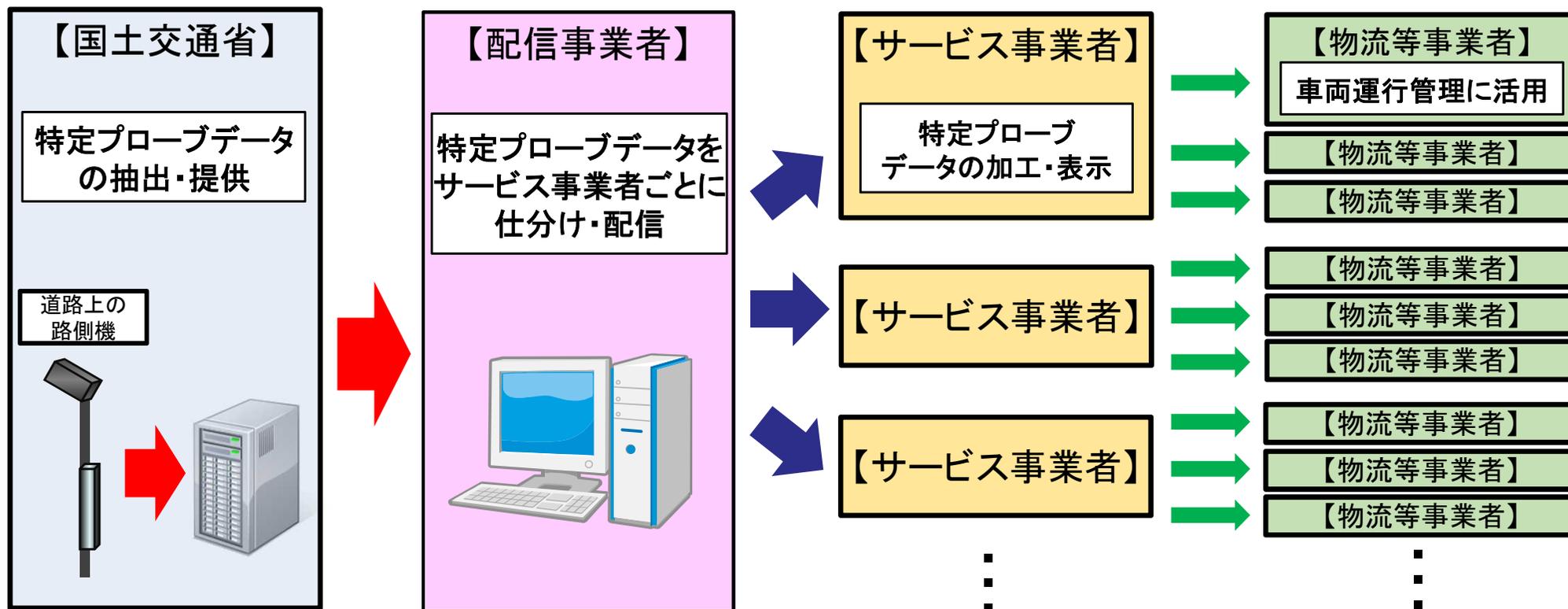


急ブレーキ情報等により
運転の危険箇所を
ピンポイントで特定
⇒ ドライバーの安全確保



平成30年8月30日(木)より本格導入開始

○ ETC2.0を搭載した、特定の車両の走行位置や急ブレーキ等のデータ(特定プローブデータ)を抽出し、配信事業者に提供。配信事業者は、特定プローブデータの加工・表示を行うサービス事業者に配信し、物流事業者等の車両運行管理等に活用。



■ 特定プローブデータの取扱い

- ・ 特定プローブデータは、当該車両が関係するサービス事業者、物流事業者にのみ提供
- ・ 各事業者は特定プローブデータを車両運行管理以外の目的には使用しない。

※ 特定プローブデータ: 事業者等の申請により、車両を特定して抽出したもの

車両運行管理支援のための ETC2.0 特定プローブデータ配信事業
(令和5年度～令和6年度)の公示

令和5年1月11日
国土交通省道路局長 丹羽 克彦

下記のとおり、提案書の提出を求めます。

記

1 事業内容

(1) 事業概要

車両運行管理支援のための ETC2.0 特定プローブデータ配信事業（以下「本事業」という。）は、国土交通省道路局（以下「国」という。）が、ETC2.0 車載器を搭載した車両の運行管理等を行う事業者等に、ETC2.0 車載器から各道路管理者（高速道路会社等を含む。以下単に「各道路管理者」という。）の設備を経由して国が収集する特定車両の走行位置やブレーキ等の情報（以下「特定プローブデータ」という。）を提供することで、運行管理の効率化やドライバーの安全確保等の取組を支援するものである。

特定プローブデータを車両の運行管理等を行う事業者に配信する事業者（以下「配信事業者」という。）は、国と「車両運行管理支援のための ETC2.0 特定プローブデータ配信事業（令和5年度～令和6年度）協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、国から特定プローブデータを取得し、特定プローブデータの受信、処理、又は活用を希望する事業者等（地方公共団体を除く企業又は団体（法人格を有し、定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者に限る。）。以下「受信希望者」という。）に対し、特定プローブデータの配信を行う。

また、データ配信開始の日から一定期間、本事業の試行期間を設け、本事業の効果的・効率的な実施のための体制、手続などについて調査・検証を行う。

なお、事業の内容及び試行期間における調査・検証事項については、要求水準書に示す内容を満たすものでなければならない。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間とする。また、データ配信開始の日は、国との協議により定めるものとする。なお、データ配信開始の日から国との協議により定める日までの期間を試行期間とする。

なお、事業年度は、各暦年の4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する1年間とする。

(3) 費用負担及び収入

配信事業者は、本事業の実施に要する費用（公租公課、応募に係る費用を含む。）の全てを負担するものとする。国は、協定書等に特段の定めがある場合を除き、本事業に係る費用の一切を負担しない。配信事業者は、配信に必要な諸費用をまかなう（本事業において利益は生じない）範囲で、受信希望者から受信料金を徴収することができる。受信料金について

は国と協議により定めるものとする。

2 応募に関する要件等

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、国立大学法人、認可法人、民間団体（公益法人を含む。）。また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本公募に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本公募に係る連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、グループを構成する全ての者が以下（2）参加資格に記載する全ての要件に適合している必要がある。また、共同提案を行う際には、提案書提出時に共同提案体協定書（様式9）を添付すること。

(2) 本公募への応募要件及び事業実施上の条件は、国で実施している企画競争における参加資格要件を準用し、応募する者は、次の資格を満たしていることを必要とする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通本省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を取得または申請している者であること。
- ③ 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 管理技術者に関する資格要件
配置予定管理技術者が技術士（建設部門、電気・電子部門又は総合技術監理部門）、博士（工学）、RCCM（道路部門又は電気・電子部門）、土木学会認定資格（特別上級技術者又は上級技術者又は1級技術者）のうちいずれかの資格を有していること。
- ⑥ 当該事業の実施体制
配置予定管理技術者、担当者については、提案書を提出する社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、提案書の提出日において3カ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ⑦ 配置予定管理技術者の実績
配置予定管理技術者が、下記に示す同種又は類似業務について、平成24年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有していること。
同種業務：プローブデータを用いたITSに関する業務
類似業務：ITSに関する業務
- ⑧ 募集要項を3(2)に従い直接担当から交付を受けたものであること。
(交付の方法については、手交またはデータ送付とする。)
- ⑨ 情報管理体制に関する要件
本事業における情報保全に係る履行体制に関する資料（様式10）を情報管理規則等の内規を添付の上、担当部局へ提出すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省道路局道路交通管理課高度道路交通システム（ITS）推進室
企画調整係 五十川、塩田
電話 03-5253-8111（内線：37-464、37-467）
電子メール isogawa-t8910@mlit.go.jp shioda-m2uq@mlit.go.jp

(2) 募集要項の交付期間及び方法

- ①期間 令和5年1月11日から令和5年1月31日まで
- ②方法 説明書の交付方法については、下記のいずれかとする。
 1. 上記担当部局にて紙媒体をもって手交
 2. 上記担当部局より電子データの送付

説明書の手交または電子データの送付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和5年1月31日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールのいずれかにより提出すること。なお、持参又は郵送の場合は1部提出することとし、電子メールの場合は着信を確認すること。また、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。
「一太郎 Government 9」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」「Microsoft Powerpoint2016」「Acrobat Reader DC」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力3メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された提案書の印刷は白黒で行う。

(4) 説明会の有無、日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所等

ヒアリングを原則実施するが、日時・場所及び手法等については別途指示する。
なお、ヒアリングは提案書を用いて行うものとする。

(6) 提案書の特定については、学識経験者が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提案書を提出する際は、暴力団排除に関する誓約事項(募集要項記載)を承諾のうえ、提出しなければならない。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (8) 特定しなかった提案書は、原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (9) 提案を特定された者が、協定書締結時において令和4・5・6年度国土交通本省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格を取得していない場合は、特定を取り消す場合がある。
- (10) 詳細は募集要項による。